

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち平成16年9月は16万円、16年10月から17年3月までは18万円、17年4月及び同年5月は19万円、17年6月から18年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から18年6月16日まで  
国(厚生労働省)の記事によると、A法人における申立期間の標準報酬月額は11万8,000円となっているが、実際に支給された給与額より低くなっているため記事を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間(平成18年4月及び同年5月を除く。)については、申立人が保管する給与明細書、A法人の税務書類を作成している税理士事務所が保管する賃金台帳等から、申立人は、オンライン記事の標準報酬月額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記事の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成16年9月は16万円、16年10月から17年3月までは18万円、17年4月及び同年5月は19万円、17年6月から18年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の報酬月額よりも低い金額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成18年4月及び同年5月については、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額となっていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

社会保険事務所(当時)において年金記録を確認したところ、申立期間について国民年金の納付記録が無い旨の回答を得た。昭和49年3月ごろに、当時の住所地であったA町(現在は、B市)の役場から昭和48年度分の国民年金保険料の請求があり、役場で保険料を納付したので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年3月ごろにA町役場から昭和48年度分の国民年金保険料の納付書が届いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年6月6日にC社会保険事務所(当時)からA町に払い出されていることから、同日以降に申立人により国民年金の加入手続がなされたと推認できる。このため、49年3月時点でA町役場から申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町役場の当時の国民年金担当者は、「町役場窓口では国民年金保険料は現年度分のみを取り扱っていた。申立期間当時は庁舎内に金融機関も無かったので、役場で過年度保険料を納付することは不可能であった。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の母は、オンライン記録によると申立期間は申請免除期間となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述を得ることもできない。

加えて、申立人は申立期間に係る納付金額について具体的な記憶が無い上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から51年9月まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。昭和50年9月にA市役所、51年2月にB市役所で加入手続を行い、保険料を納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びC市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が現在保有する国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和51年10月14日に任意加入した際に払い出されたことが確認でき、申立期間はオンライン記録上未加入期間となっている。また、申立期間のうち結婚した51年1月以降は任意加入相当期間となるため、制度上さかのぼって資格を取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和50年9月にA市役所、51年2月にB市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びB市に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い上、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳(C市交付)のほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、納付金額及び納付方法等についての記憶が定かでないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 6 年 7 月 26 日まで

A 社に勤務していた当時、20 万円程度の給料をもらっていたが、標準報酬月額が 11 万 8,000 円になっているため調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額 (8,347 円) から、申立人の給与は月額 25 万円相当と推認でき、オンライン記録上の標準報酬月額 (11 万 8,000 円) との差異が認められる。

また、当時の同僚も、実際の給与額よりオンライン記録上の標準報酬月額が低いと供述している。

しかし、申立人は、保険料控除額が確認できる資料を所持しておらず、申立てどおりの保険料額を控除されていたかどうか確認することができない。

また、同僚も、給与はオンライン記録上の標準報酬月額より高い額が支給されていたと供述しているものの、このうち 1 人が所持する申立期間の給与明細書において、保険料控除額はオンライン記録上の標準報酬月額に見合う額となっていることが確認できる。

これらのことから、A 社は、申立期間当時、従業員に支払った給与支給額より低額の標準報酬月額を社会保険事務所 (当時) へ届け出し、この額に基づく厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと推認できる。

このほか、A 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を既に廃棄しており、申立てに係る事実を確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。